



幸福度日本一の静岡県

令和8年8月28日(金)
令和8年度保健師中央会議
資料 6

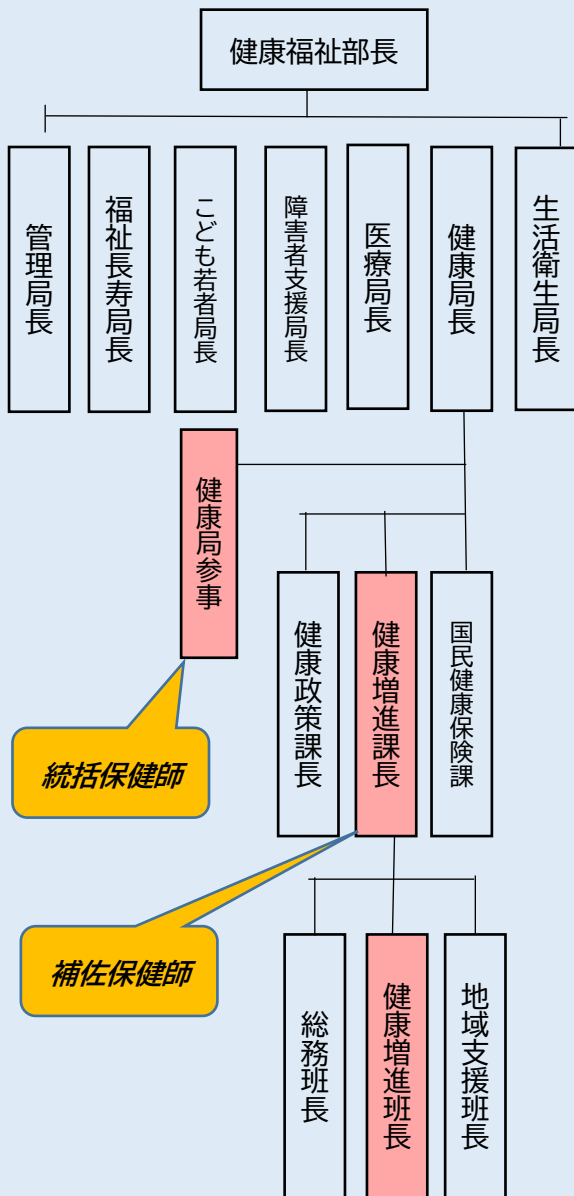
令和8年度保健師中央会議

「統括保健師の役割と自治体間連携」事例提供～静岡県～

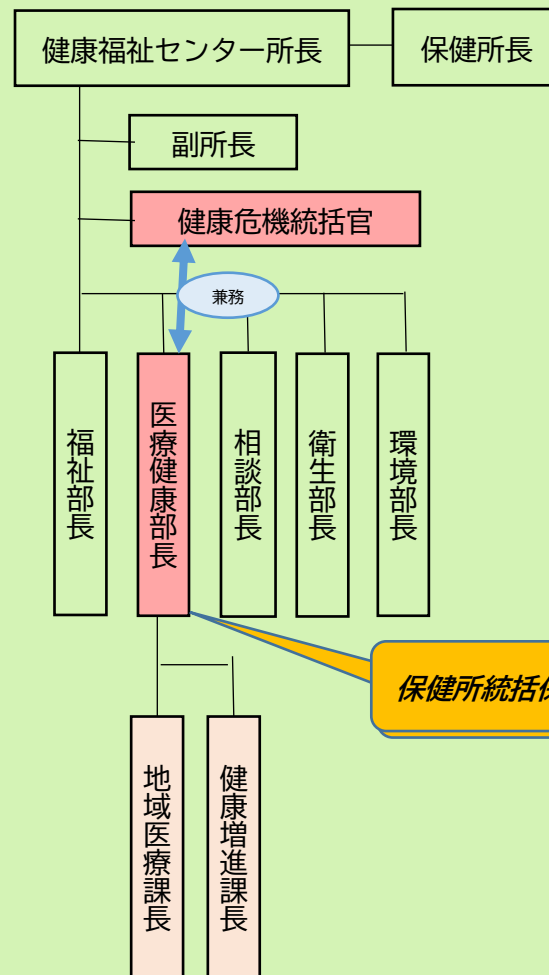
令和8年8月28日

静岡県健康福祉部健康局 川田敦子

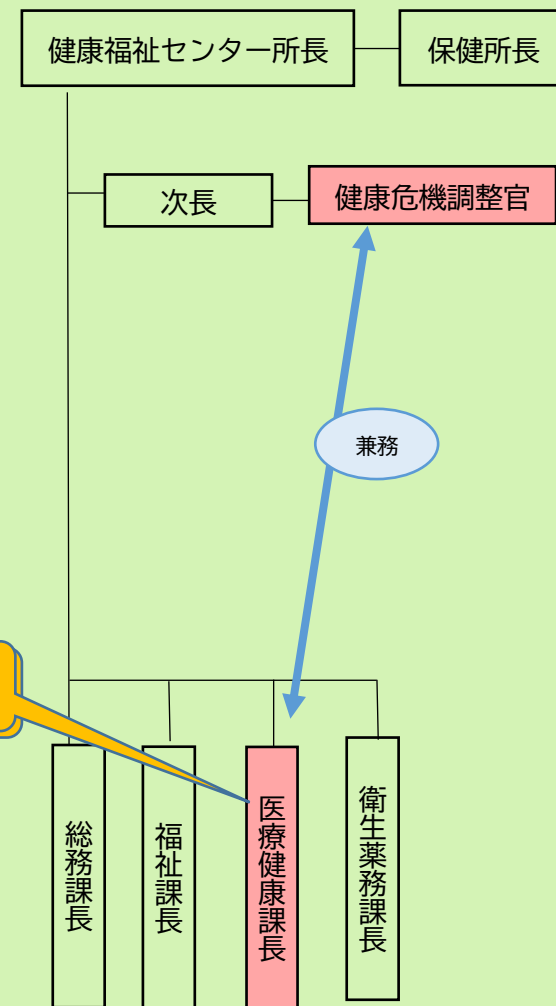
【本庁】



【保健所】 基幹保健所



基幹保健所以外



名称	位置づけ	配置状況
統括保健師	特定の職位の事務分掌	本庁 1 名 保健所 7 名 ※全保健所
健康危機統括官 (健康危機調整官)	静岡県行政組織規則 第 5 章 職及び職務 第 71 条 出先機関の副所長等 (健康危機統括官) 健康危機管理に関する事務を総括し所長を補佐する (健康危機調整官) 健康危機管理に関する事務を調整し所長を補佐する	保健所 7 名 ※全保健所
現任教育総括保健師	静岡県保健師育成支援事業実施要領 ※健康増進課長通知 3 (1) 指導体制 3 (1) 指導体制 (ア) 現任教育総括保健師及び現任教育総括保健師 補佐が担当する保健師の個別指導を実施する (イ) アに係る担当は別表に規定する	本庁 2 名 保健所 7 名 女性相談支援センター 1 名

同じ保健師

統括保健師の事務分掌

	職名	記載内容
本庁	健康局参事	・ 統括保健師に関すること ・ 保健師の人事管理（総括）、採用・人材育成に関すること ・ 局内の保健事業に関すること
保健所	健康危機統括官 (兼)医療健康部長	・ 所長及び保健所長の特命に関すること ・ 保健師の統括及び現任教育に関すること ・ 健康危機対応に関すること (※保健所により表現は異なります)

健康危機統括官（調整官）の業務

※職設置にかかる人事課への説明資料より（一部改）

【平時】

健康危機管理 体制整備	所長補佐	・ 統括責任者補佐 ・ 医療機関や医師会等の調整補佐
	健康危機管理 体制の整備	・ 健康危機管理対処計画の策定及び進捗管理 ・ 健康危機発生時の初動強化 ・ 県内保健所間の連携強化
統括保健師業務		・ 部署横断的に保健師の業務支援・指導を行う統括保健師業務

【有事】

感染症等関係 業務	所長補佐	・ 統括責任者補佐 ・ 医療機関や医師会等の調整補佐
	所内調整	・ 部署横断的な業務体制の調整
	外部応援調整窓口	・ 支援リソースに関する調整窓口、人員配置に関するマネジメント
統括保健師業務		・ 部署横断的に保健師の業務支援・指導を行う統括保健師業務

現任教育総括保健師の配置①

保健師が配置されている所属長あて「保健師の育成を実施すること」を通知（健康増進課長）
「役職定年・再任用の保健師をトレーナー・リクルーターとして活用すること」を通知（総務課長）

令和８年度静岡県保健師育成支援事業実施要領（健康増進課長通知）

１ 目的

県保健師が自身の専門性を向上させ、また指導保健師による適切な支援を受けることにより、中長期的な視点でキャリア形成していく現任教育体制を整備し、県保健師が共に育つ組織風土を醸成することを目的とし、全保健師が人材育成、自己研鑽に取り組む。

２ 事業の対象

静岡県職員として勤務する全ての保健師

60歳を迎える年の翌年度以降に所属する保健師は対象者に含まないが、それまでの経験を活かし、後輩の人材育成に協力することとする。

３ 事業内容

全ての保健師は、**保健師人材育成ガイドライン（静岡県健康福祉部健康局健康増進課 令和６年６月）**により、業務内外での学びを積極的に行い自己評価する。

（１）指導体制

（ア）**現任教育総括保健師及び現任教育総括補佐保健師**（以下、現任教育総括保健師等）が担当する保健師の個別指導を実施する。

（イ）（ア）に係る担当については**別表に規定**する。

（ウ）現任教育総括保健師が必要と判断した場合は、（イ）に限らず、その他の保健師による指導を実施する。

（２）・・・（略）

現任教育総括保健師の配置②

保健師が配置されている所属長あて「保健師の育成を実施すること」を通知（健康増進課長）
「役職定年・再任用の保健師をトレーナー・リクルーターとして活用すること」を通知（総務課長）

別表（現任教育総括保健師・補佐保健師）

※令和8年度の例

現任教育担当所属		育成対象人数	現任教育総括保健師	現任教育総括補佐保健師	トレーナー保健師
健康福祉部	賀茂健康福祉センター	8	賀茂健康福祉センター医療健康部長	健康局参事	—
	熱海健康福祉センター	5	熱海健康福祉センター医療健康課長	健康局参事	—
	東部健康福祉センター	18	東部健康福祉センター医療健康部長	—	主任（再任用）
	御殿場健康福祉センター	3	御殿場健康福祉センター医療健康課長	—	主幹（役職定年）
	富士健康福祉センター	9	富士健康福祉センター医療健康課長	—	主幹（役職定年）
	中部健康福祉センター	13	中部健康福祉センター医療健康部長	同センター技監兼健康増進課長	主幹（役職定年）
	西部健康福祉センター	15	西部健康福祉センター医療健康部長	同センター技監兼健康増進課長	主任（再任用）
	本庁（健康局・こども若者局・障害者支援局・福祉長寿局）	13	健康局参事	—	主幹（役職定年）
	本庁（医療局）	4	健康局健康増進課長	—	—
	吉原林間学園	2	富士健康福祉センター医療健康課長	—	—
その他	精神保健福祉センター	4	女性相談支援センター所長	—	—
	静岡がんセンター	1	東部健康福祉センター医療健康部長	—	—
	総務部職員厚生課	6	女性相談支援センター所長	職員厚生課課長代理	—
	出向（教育委員会・県警察本部）	4	女性相談支援センター所長	職員厚生課課長代理	—

連携体制（本庁～保健所～市町）

現任教育総括保健師連絡会
（定例開催 奇数月第3金）

本庁統括保健師
健康局 健康増進課

公用
チャット
グループ

LINEグループ
「統括セブン」

現任教育総括保健師（医療健康部長・医療健康課長・等）

賀茂HC

熱海HC

東部HC

御殿場
HC

富士HC

中部HC

西部HC

その他

下田市
南伊豆町
松崎町
西伊豆町
河津町
東伊豆町

熱海市
伊東市

沼津市
三島市
長泉町
清水町
函南町
伊豆の国市
伊豆市
裾野市

御殿場市
小山町

富士市
富士宮市

焼津市
藤枝市
島田市
牧之原市
吉田町
川根本町

掛川市
磐田市
袋井市
菊川市
御前崎市
森町
湖西市

管内統括保健師連絡会等
（定例開催 2～12/年）
※全保健所で実施

メールやLINE等のホットライン有

新任地域従事者研修
（保健所・管内市町の1～3年目）

市町支援の実際（保健所統括保健師からの聞き取り）

統括保健師未配置市町への支援

市町に説明が必要であれば、県庁（健康局参事）から出向くことを伝えてあります

管内統括保健師等連絡会において配置出来ている市町の実況（配置までの経過、現在の役割）を直接聞ける、相談出来る機会の提供

配置のない市町に対し「現状で役割を果たしており後続の保健師のためにも統括保健師の配置体制が必要である」と投げかけ。市部長から今年度中の配置を検討と回答あり

市の上層部への説明資料を保健所から提供

統括保健師同士の情報交換の機会の提供

既配置の市町の実践報告や好事例の共有

市の部長に保健所統括から働きかけ「係長級保健師がやる気がありとても頑張っている」と伝えた

保健師の人材育成支援

市町の要望に応じて県庁（健康局参事）が、派遣や確保の相談に町に伺いました

管内市町統括に、管内新任研修の企画に関わってもらいたいと相談しているところです

保健師の確保・定着支援

管内市町の採用情報をまとめたリーフレットを保健所で作成
県のリクルート活動で配布

県と管内市町の新任保健師の合同研修
お互いの業務を研修企画で経験させている

統括保健師の活動の課題への相談

保健師の分散配置による課題解決のため、保健センター等の組織体制に関する相談を受けました

管内保健師連絡会の閉会後に「新たに統括となった市の係長」に「統括を置くべく奮闘している市の係長」が相談している場面も見られました

保健所がメールをする際に宛て先を「市町統括的立場の保健師様」としています。受け取った所属が「今、この役割を誰がしているか」を意識するための工夫です